

施 策	: 1 2 1 医師確保と医療体制の整備
基本事業	: 1 2 1 0 2 救急・へき地等の医療の確保

主な取組内容

- ・ 医療を必要とする人が、場所や時間を問わず適切な医療を受けられる環境を整備します。

救急医療対策

1 津・久居地域救急医療対策協議会

津・久居地域の救急医療体制の整備を促進するため、管内の関係者により会議を開催しています。
津・久居地域の救急医療体制に係る課題と情報を共有し、管内の救急医療体制整備を図るための方策を見いだすとともに、具現化に向けての合意形成を図っています。
(委員構成：病院、医師会、市、消防、県等)

2 津・久居地域メディカルコントロール協議会

津・久居地域におけるメディカルコントロール体制整備を促進するため、平成16年度から津保健所内に設置しています。
地域メディカルコントロール作業検討会（津市消防本部に設置）または消防本部からのプロトコル策定、事後検証体制等に関する提案及び気管挿管申請について審議し、地域の実情に即したメディカルコントロール体制整備を促進しています。

1) 委員構成

三重大学医学部附属病院、三重中央医療センター、榑原温泉病院、永井病院、津地区医師会、久居一志地区医師会、津市消防本部、津保健所 8名

2) 内容

日程・場所	議題
平成25年7月4日（木曜） 津庁舎64会議室	1. 作業検討会委員について 2. 心疾患プロトコルの一部改正について 3. 平成25年度救急救命士の再教育について 4. 救急隊員教育と通信員口頭指導について

3 救急医療体制

(1) 一次救急医療体制

津市大里窪田町に「津市休日応急・夜間こども応急クリニック」と久居本町に「津市久居休日応急診療所」が設置され、平成19年には津リージョンプラザに「津市夜間成人応急診療所」が暫定的に設置されています。

「津市夜間成人応急診療所」については、二次救急医療機関に軽傷者が紛れ込むことのないように成人の一次救急患者に対応しています。

(2) 二次救急医療体制

休日・夜間における入院治療を必要とする重症救急患者を対象として、10病院が輪番制により対応しています。

(3) 三次救急医療体制

重篤救急患者に対応するため、24時間体制で高度、専門的な医療の提供を行っています。

国立大学法人三重大学医学部附属病院が実質的な機能を果たしてきましたが、平成22年6月1日に三重大学医学部附属病院に救命救急センターが設置されました。また、ドクターヘリが三重大学医学部附属病院と伊勢赤十字病院を基地として、平成24年2月から2ヶ月交代で運用されています。

(4) 救急告示医療機関

24時間体制で救急隊により搬送される傷病者に対応する医療機関で、県知事の認定のもと12病院が設置されています。

(5) 消防法の改正

平成21年5月に消防法が改正され、救急搬送の受入先が速やかに決まらないことや搬送時間が延びている事などから、消防法が改正され、救急搬送基準の策定と公表が県に義務づけられました。

三重県においてもこれを受けて、平成22年9月に「傷病者の搬送及び受入の実施に関する基準」(実施基準)が策定され、平成23年4月1日から運用されています。